

凡例：質問中の〔 〕内の番号は 2025 年度ヒアリングシートの間番号を示す

利用者情報ワーキンググループ 2026 年度ヒアリングシート（案）

本ヒアリングは、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（令和 2 年法律第 38 号）及び「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」（令和 4 年 3 月 31 日個人情報保護委員会・総務省告示第 4 号）に基づき実施するものです。

以下の各項目について、デジタル広告の観点から、貴社の取組・状況をご記載ください。

- Google 社、Meta 社、LINE ヤフー社の 3 社は、2025 年度モニタリング時と同一の設問に関しては、回答内容に変更がない場合はその旨、変更がある場合は変更点が分かるよう赤字（見え消し）でご記載をお願いいたします。
- TikTok 社におかれましては、全ての設問に回答ください。

問番号に「下線部追加」と記載のある設問については、従来の設問について質問の意図を明確化したほか、新たな観点を追加しております。これに伴い、昨年度回答いただいている Google 社、Meta 社、LINE ヤフー社の 3 社におかれましては、当該追加箇所に係る内容について、追加の回答又は既存の回答を修正いただきますようお願いいたします。

問番号に「※TikTok 社のみ」と記載のある設問については、Google 社、Meta 社、LINE ヤフー社の 3 社は回答不要です。

なお、2026 年度のモニタリングの観点は以下の資料をご参照ください。

※利用者情報に関するワーキンググループ（第 39 回）資料 39－2 [利用者情報の取扱いに関するモニタリングについて](#)P4、5

凡例：質問中の〔 〕内の番号は 2025 年度ヒアリングシートの間番号を示す

社名		●●株式会社
1. 利用者情報の取扱いの状況 ※以下の3つのパターンについて、差異が分かるように回答すること。内容に差異がない場合は、その旨回答すること（例：①と同じ、等）。 ①アカウントを保有している利用者が、ログインしてサービスを利用・閲覧する場合 ②アカウントを保有している利用者が、ログインせずにサービスを利用・閲覧する場合 ③アカウントを保有していない利用者が、サービスを利用・閲覧する場合		
1-1. [1-1] ※下線部追加	利用者情報取得の場面・取得する情報の内容、利用目的	① ② ③ ※利用者から直接収集する情報を対象とし(設問1、2に共通)、どの場面で、どのような情報を、何の目的で収集しているのかをご記載ください。 ※②、③については、①との差異についてご記載ください。差異がない場合は、その旨ご記載ください。
1-2-1. [1-2-1] ※下線部追加	取得情報の加工・分析・利用状況	① ② ③ ※利用者から収集した情報をどのように加工、分析、利用しているかについてご記載ください。 ※②、③については、①との差異についてご記載ください。差異がない場合は、その旨ご記載ください。
1-2-2. [1-2-2]	青少年や高齢者等の脆弱な個人の利用者情報の取扱いに係る配慮	※青少年・子どもや高齢者等の脆弱な個人の利用者情報について、特に、ターゲティングやプロファイリングに利用しない、プライバシーポリシー等で説明方法を工夫している、ペアレンタルコントロールを設定している等、通常の成人とは異なる配慮を行っている場合には、どのような取組を行っているかについてご記載ください。また、この場

凡例：質問中の〔 〕内の番号は 2025 年度ヒアリングシートの間番号を示す

		合、脆弱な個人であることをどのように判断しているか(年齢確認の手法など)についてもご記載ください。
1-3. [1-3] ※下線部追加	利用者情報の第三者提供の状況	① ② ③ ※誰に対して、何の目的で、どのような情報を提供しているのか。また、どのように同意を取得しているかについてご記載ください。 ※②、③については、①との差異についてご記載ください。差異がない場合は、その旨ご記載ください。
1-4. [1-4] ※下線部追加	広告ビジネスモデルへの利用者情報の活用状況	① ② ③ ※広告ビジネスのために、どのような情報を、どのように利用しているかについてご記載ください。 ※②、③については、①との差異についてご記載ください。差異がない場合は、その旨ご記載ください。
1-5. [1-6] ※下線部追加	非ログイン時に取得した情報のアカウント情報への紐付けの有無及びプライバシーポリシー等での記載状況	② ※アカウントを保有している利用者が、非ログインでサービスを利用した場合に取得した情報を、当該利用者の保有するアカウントと紐付けているか否か、紐付けている場合にはプライバシーポリシーにその旨をどのように記載しているかについてご記載ください。 ※非ログイン時も紐付けしている場合、どのような情報及び仕組みを用いて紐付けがされているのかをご記載ください。
2. 利用規約・プライバシーポリシー		

凡例：質問中の〔 〕内の番号は 2025 年度ヒアリングシートの間番号を示す

※以下の3つのパターンについて、差異が分かるように回答すること。内容に差異がない場合は、その旨回答すること（例：①と同じ、等）。 ①アカウントを保有している利用者が、ログインしてサービスを利用・閲覧する場合 ②アカウントを保有している利用者が、ログインせずにサービスを利用・閲覧する場合 ③アカウントを保有していない利用者が、サービスを利用・閲覧する場合		
プライバシーポリシー等		
2-1. [2-1] ※TikTok 社のみ	利用者情報の取扱いに係るプライバシーポリシーでの記載箇所	① ② ③ ※①～③での利用者情報の取扱い(取得する情報の内容、利用目的、共有先等)の差異について、プライバシーポリシーにおいてどのように書き分けているか、記載箇所をお示しください。また、ログインせずに利用する場合や、アカウントを保有せず利用する場合であっても、利用者情報を取得・利用することがある旨をプライバシーポリシーにおいて明示している場合には、その箇所を具体的にお示しください。 ※プライバシーポリシーのほか、アカウントを保有していない利用者に対して、利用者情報の取扱いについて説明を行っている場合は、説明の方法と説明の内容をご記載ください。
2-2. [2-2]	サービス利用開始前の利用者への示し方、通知/同意取得の方法（導線、ステップ数等）	① ② ③ ※アカウントの作成時や、サービスの利用開始にあたり、あらかじめプライバシーポリシーを確認できるようになっているか、プライバシーポリシーへの導線がどのようなになっているか、通知ベースでの提示のみか同意取得まで行っているのか、同意画面までのステップ数がどの程度かについてご記載ください。ステップについては、対象サービスのトップページからのクリック数をご記載いただき、そのクリックごと(画面遷移を伴わず、メニュー開閉のみの場合を含む。)の画面表示のスクリーンショットを添付ください。ま

凡例：質問中の〔 〕内の番号は 2025 年度ヒアリングシートの間番号を示す

		た、①～③のそれぞれについて、通知/同意取得をどのタイミングで行っているかについてご記載ください。
2-3. 〔2-3〕 ※下線部追加	プライバシーポリシー等に関する利用者の理解度等の把握状況及び理解の向上に資する取組（情報提供、周知・啓発活動等）の状況	※プライバシーポリシー等が利用者からどの程度読まれ理解されているかの把握の有無、その結果について（経年の推移がある場合はそれを含め）ご記載ください。また、その測定方法についてご記載ください。 ※また、利用者による理解度等の状況を踏まえどのような対応を行ったかご記載ください。 ※<u>プライバシーポリシー等に関する利用者の理解向上のために実施している具体的な取組の内容（例：概要版の提供、動画コンテンツ等を活用した周知・啓発等）についてご記載ください。</u>
透明性確保のための工夫		
2-4. 〔2-4〕	利用者情報の取扱いを分かりやすくするための考え方、工夫や対処（利用者への働きかけや情報提供、ユーザテストの実施）	① ② ③ ※②、③については非ログイン時、非アカウント保有時であっても、サービス利用に伴って利用者情報を取得・利用することについて、利用者が認識・理解できるよう、どのように説明を行っているかについてご記載ください。 ※ソーシャルプラグインや JavaScript タグ、情報収集モジュールを設置したウェブサイト・アプリからの利用者情報の取得や、カスタムオーディエンス・データクリーンルームのような形での利用者情報の活用等、通常の利用者にとってなじみがなく、理解することが難しいと考えられる仕組みでの利用者情報の取得・利用について、プライバシーポリシー等で説明を行っているか、行っていればその内容が分かるように具体的にご記載ください。
オプトアウト		

凡例：質問中の〔 〕内の番号は 2025 年度ヒアリングシートの間番号を示す

2-5-1. [2-5-1] ※下線部追加	利用者情報の提供・利用を希望しない意思を示すオプトアウト手段の設置状況（方法、対象範囲等含む）	① ② ③ ※①については、どのような情報の取得・利用についてオプトアウトすることができるか、どのような手段でオプトアウトをすることができるようになっているか、ご記載ください。 ※②、③については、①との差異についてご記載ください。 ※特に③について、オプトアウト手段を設置していない場合、その理由をご記載ください。
2-5-2. [2-5-2]	オプトアウト設定に関する利用者に対する支援（プライバシーに配慮された設定を簡便に行う手段、わかりやすい説明等）	① ② ③ ※オプトアウト設定について、項目ごとに個別に設定ができることに加え、利用者のプライバシーへの関心の程度に応じて、ある程度一括で設定を行えるようにするなどの簡便な設定の方法を設けたり、設定内容についてわかりやすく説明したりするなど、利用者の設定を支援するような工夫があれば、ご記載ください。 ※②、③については、①との差異についてご記載ください。
2-5-3. [2-5-3] ※下線部追加	アカウント登録時におけるオプトアウト手段の提示	※後からオプトアウトすることのできる項目について、アカウント登録時にあらかじめオプトアウトすることができる手段を設けているか、設けている場合にはどのような表示を行っているか、ご記載ください。また、設けていない場合にはその理由についてご記載ください。
2-6-1. [2-6-1]	オプトアウトをした場合のサービス利用継続の可否	※オプトアウトをした場合であってもサービスを継続利用できるか否か（オプトアウトの手段がない場合には、サービスを継続利用できない場合に該当します。）についてご記載ください。また、サービス自体は継続利用できる場合であっても、利用できる機能に制限がかかる等、ユーザ体験が変わる点があれば、その点をご記載ください。

凡例：質問中の〔 〕内の番号は 2025 年度ヒアリングシートの間番号を示す

2-6-2. [2-6-2] ※下線部追加	広告への利用をオプトアウトした場合の利用者情報の取扱い（広告以外の目的での利用の状況、オプトアウトされた利用者情報の削除の実施有無等）	※例えば、ターゲティング広告での利用者情報の利用についてオプトアウトをした場合に、ターゲティング広告以外の目的で当該利用者情報が使われるなど、他の目的で利用者情報が利用されることがある場合、 <u>その具体的な内容についてご記載ください。</u> また、オプトアウトされた利用者情報については削除されるのか等、オプトアウト後の利用者情報の取扱いについてご記載ください。
2-7. [2-7]	オプトアウトに関する通知事項、導線、ステップ数。特に、利用者が認知しやすくするための工夫	① ② ③ ※オプトアウトの手段を設けている場合に、オプトアウト可能であることを利用者が容易に認知することができるよう、どのような工夫を行っているかについてご記載ください（登録時や利用開始時に明示的に提示される、サービス利用時にポップアップで表示される等）。また、オプトアウト設定画面にたどり着くまでに、どの程度のステップ数の遷移が必要となるかご記載ください。ステップについては、対象サービスのトップページからのクリック数をご記載いただき、そのクリックごと（画面遷移を伴わず、メニュー開閉のみの場合を含む。）の画面表示のスクリーンショットを添付ください。 ※②、③については非ログイン時、非アカウント保有時の利用であっても、オプトアウトの手段があることについて、利用者が理解できるよう、どのように説明を行っているかについてご記載ください。
データポータビリティ		
2-8-1. [2-9-1] ※下線部追加	データポータビリティに関する取組（データポータビリティを求める方法、対象範囲）	① ② ③ ※ <u>利用者自身によるデータポータビリティはどのように可能にしているか（方法）、また、どのような情報を持ち運び可能とし、どのように活用可能としているか（対象範囲）についてご記載ください。</u>

凡例：質問中の〔 〕内の番号は 2025 年度ヒアリングシートの間番号を示す

		※②、③については、①との差異についてご記載ください。
2-8-2. [2-9-2]	利用者から取得した情報をもとに行うプロファイリング等により生成したデータのポータビリティに関する取組	※利用者から直接取得した利用者情報だけでなく、直接取得した情報をもとに生成した情報(興味・関心の情報等)についてもデータポータビリティが確保されていれば、その取組についてご記載ください。
3. 第三者や第三者の運営するウェブサイト・アプリ（以下「第三者のウェブサイト等」という。）を経由した情報収集の状況		
3-1. 【新規問】	第三者や第三者のウェブサイトによる利用者に対する同意取得や通知、説明等について、第三者等に対する具体的な実施状況の確認や改善指導、確認結果を踏まえた対応を行っているか（ダークパターン回避の取組を含む）。	※第三者や第三者のウェブサイト等から利用者情報を取得する場合において、当該第三者や第三者のウェブサイト等が利用者に対して行う同意取得、通知、説明等の実施状況について、どのように確認しているかご記載ください。 ※当該第三者に対し、同意取得、通知、説明等の方法について、平時からの改善を促す取組(当該方法の通知・公表等)を行っている場合には、その内容をご記載ください。 ※確認の結果、不適切な対応が認められた場合に講じている措置(例:改善要請、取引の見直し等)についてもご記載ください。 ※当該第三者がターゲティング広告に係る事前の設定やオプトアウト機会の利用者への提供について、いわゆるダークパターンに該当するような表示・導線が用いられていないかについて、確認・対応している場合、その内容についてもご記載ください。 (ダークパターンとは、例えば「スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ」(総務省 利用者情報に関するワーキンググループ(令和7年9月 10 日))では「サービスの利用者を欺いたり操作したりするような方法又は利用者が情報を得た上で自由に決定を行う能力を実質的に歪めたり損なったりする方法で、ユーザインターフェースを設計・構成・運営すること。」とされています。)
3-2. [3-5]	第三者や第三者のウェブサイト等を経由した情報収集を行っている旨、自社のプライバ	※特に、自社サービスのアカウントを保有していない人について情報を取得している旨を説明しているか、具体的にご記載ください。

凡例：質問中の〔 〕内の番号は 2025 年度ヒアリングシートの間番号を示す

※TikTok 社のみ	シーポリシー等で利用者に対して説明しているか。	
4. サードパーティによる情報取得への対応方針		
4-1. [4-1] ※下線部追加	自社サービスにおける外部送信規律への対応状況	※電気通信事業法第 27 条の 12 の外部送信規律の遵守に関して、自社サービス内で利用者情報を外部送信している場合のウェブサイトやアプリにおける通知、説明等の内容について、該当箇所を抜粋、スクリーンショット又はリンクと併せてご記載ください。
5. タグや情報収集モジュール等の外部送信ツールの提供者として、望ましい対応が講じられているか（アカウント非保有者向けオプトアウト手段の提供等）		
5-1 [3-1]	第三者や第三者のウェブサイト等を経由した情報収集の状況（収集する情報、利用目的、収集場面等）	※第三者から利用者情報の提供を受ける場合や、第三者のウェブサイト等に JavaScript タグ・情報収集モジュールを設置することによって利用者情報を取得する場合は、そのことについてご記載ください。
5-2 [3-2]	情報収集する第三者や第三者のウェブサイト等の基準、条件	※利用者情報の提供元となる第三者や、情報収集モジュールを設置する第三者のウェブサイト等について、一定の条件を設けている場合には、その条件についてご記載ください。 (例えば、信条・健康情報等の要配慮情報を含む情報が提供される可能性がある第三者からは提供を受けない、JavaScript タグ・情報収集モジュールの設置により送信される情報により、要配慮情報がプロファイリングされる可能性がある第三者のウェブサイト等には JavaScript タグ・情報収集モジュールを設置させない等、第三者や第三者のウェブサイト等に対する条件など)

凡例：質問中の〔 〕内の番号は 2025 年度ヒアリングシートの間番号を示す

5-3 [3-4] ※下線部追加	第三者へ提供しているタグ・情報収集モジュールに関する情報の提供状況（タグ・情報収集モジュールの仕様、 <u>第三者向けの外部送信規律への対応方法の通知・公表等</u> ）	※JavaScript タグ・情報収集モジュールを設置する第三者のウェブサイト等が外部送信規律に対応するためには、当該 JavaScript タグ・情報収集モジュールの仕様（送信する情報の内容、送信先、利用目的等）について認識する必要があるところ、当該仕様について、当該第三者に対して行っている情報提供の<u>内容を抜粋、スクリーンショット又はリンクと併せてご記載ください。</u> ※また、当該仕様について重要な変更（送信される情報の内容、利用目的の変更等）があった場合に、第三者に対して当該変更内容について通知等が行われるか、行っている場合はその内容についても、<u>ご記載ください。</u>
5-4 【新規問】	タグ・情報収集モジュール等の外部送信ツールに関するオプトアウト手段の提供状況	※外部送信ツールの提供者として、当該ツールによる情報収集の停止又は収集した情報の利用の停止に関するオプトアウト手段を設置している場合には、その内容（対象範囲（情報収集の停止又は利用の停止）、具体的な設定方法、対象となる情報等）について抜粋、スクリーンショット又はリンクと併せてご記載ください。 ※当該オプトアウト手段について、アカウントの登録の可否その他の条件により、アカウント非保有者との間で利用可能な機能に差異がある場合には、その内容についても併せてご記載ください。
6. AI の活用等の新たな技術による利用者のターゲティングについて、利用者への透明性の確保や利用者情報の取扱いの観点から懸念等はないか。		
6-1. [1-5] ※下線部追加	AI 技術を活用した利用者のプロファイリング（目的、利用する情報等）・セグメント化状況	※AI 技術を活用した利用者のプロファイリングの目的、利用する情報（例：閲覧履歴、行動ログ、属性など）及び生成されるセグメントの内容について具体的にご記載ください。
6-2. [6-1]	AI 技術を活用したプロファイリングの利用に関してプライバシー保護その他利用者の利	※プロファイリングによるセンシティブ情報（人種・信条・病歴等のほか、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する利

凡例：質問中の〔 〕内の番号は 2025 年度ヒアリングシートの間番号を示す

※下線部追加	益の保護の観点から留意している取組	利用者情報)の生成は行わないなど、利用者の利益の保護の観点から留意している取組をご記載ください。 ※上記のほか、AI の活用にあたり、プライバシー保護その他利用者の保護に資する取組を行っている場合は、その内容について具体的にご記載ください。
6-3. 【新規問】	AI 技術による不適切なターゲティング広告の排除の状況・実績	※AI 技術を活用した不適切なターゲティング広告(詐欺広告など)の排除の取組について、運用状況や実績について具体的にご記載ください。
6-4. 【新規問】	利用者情報の AI 学習の利用状況	※自社の AI 関連システムにおいて、利用者情報を学習データとして活用している場合は、その内容、目的、利用者への説明方法及び当該情報の保護の観点から講じている措置(匿名化など)についてご記載ください。
6-5. [6-2] ※下線部追加	サードパーティクッキーの代替技術に関する取組、利用者への説明の状況	※利用者のターゲティングにおいて、今後もサードパーティクッキーを活用していくのか、代替的な新たなアプローチを採用するのかについてご記載ください。 ※サードパーティクッキーの代替技術を用いたターゲティング広告について、プライバシーポリシー等で利用者が容易に到達可能な箇所で説明を行っているか、行っていればその内容が分かるように抜粋、スクリーンショット又はリンクと併せてご記載ください。
7. 日本における体制整備		
7-1. 【新規問】	日本におけるプライバシー保護・法令遵守を確保するための体制整備、人材育成(専門人材の配慮等)の状況	※日本の法令(電気通信事業法や個人情報保護法等)やプライバシー保護の実務に精通した専門人材の体制整備(国内における専門人材の配置の有無、どのような業務やプロセスに関与しているか、本社との連携の状況等)について、ご記載ください。 ※上記法令やプライバシー保護の実務に精通した専門人材の育成に向けた取組(教育・研修の内容、育成プロセス等)について、ご記載ください。